

1. 件名：島根原子力発電所2号機の地震等に係る新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者面談
2. 日時：令和4年9月7日（水） 13時00分～13時40分
3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室
4. 対応者  
原子力規制庁 7名  
中国電力株式会社 東京支社電源グループ担当者 6名
5. 議事要旨
  - （1）中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）から、平成28年7月4日に申請のあった島根原子力発電所2号炉の設置変更許可申請（特定重大事故等対処施設）のうち、令和4年2月28日の設置変更許可申請の補正を踏まえた、審査事項に係る資料提出及び説明のスケジュールについて説明があった。
  - （2）原子力規制庁は、中国電力が考える効率的な審査の進め方として希望している審査項目の説明順序及び現在の資料の準備状況等を確認した。また、それぞれの審査項目の資料の準備が整い次第、説明を行うよう中国電力へ求めた。
  - （3）上記に対して、中国電力から了解した旨の回答があり、本日提出資料については、面談における確認事項を踏まえて、スケジュールを更新し提出する旨の回答があった。
6. 提出資料
  - ・島根原子力発電所2号炉 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る審査の進め方について（地震・津波関係）

※ 提出資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に定める不開示情報を含むため、平成27年1月14日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に関する審査の取扱いについて」を踏まえ、非公開とします。